

産業医の選任義務など「常時50人以上」や「在籍労働者数」のカウントする対象者

労働安全衛生法での定義:常時使用する者とは勤務日の頻度、勤務時間の多少に係らず常態的に雇用されている者
ただし、2か月以内の雇用者、4か月以内の季節労働者は除いて良い

法:労働安全衛生法 令:労働安全衛生法施行令
則:労働安全衛生規則

	法又は報告書の記載内容	通常時間勤務者						過当たり通常の勤務者の3/4以上勤務するもの	過当たり通常の勤務者の3/4未満勤務するもの	
		社員	嘱託	派遣者	3か月以上1年未満の予定の雇用者	6か月未満の予定で雇用される者	・2か月未満の予定で雇用される者 ・4か月以内の季節労働者		パート	アルバイトなど
産業医、衛生管理者選任義務事業場	(令4・5条)常時50人以上の労働者を使用する事業場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業医、衛生管理者選任報告書	「労働者数」(定義なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期健康診断結果報告義務事業場	(則52条)常時50人以上の労働者を使用する事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期健康診断結果報告書	「在籍労働者数」=常時使用する労働者数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇い入れ時健診対象者	(則43条)常時使用する者	○	○	× *1	○	○	○	○	○	○
定期健康診断対象者	(則44条)常時使用する者	○	○	× *1	×	×	×	○	× #	× #
特定業務従事者健診対象者	(則45条)常時従事する者	○	○	× *1	○(6か月以上)	×	×	○	○	△ *2
特殊健康診断対象者	常時従事する者	○	○	○	○(6か月以上)	×	×	○	○	△ *3
ストレスチェック実施義務 事業場	常時50人以上を使用する事業場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ストレスチェック実施対象者)	常時使用する労働者	○	○	× *1	×	×	×	○	×	×
ストレスチェック結果報告義務事業場	(則52条21)常時50人以上の労働者を使用する事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ストレスチェック結果報告書	様式内の「在籍労働者数」=常時使用する労働者数	○	○	× *1	×	×	×	○	×	×
休養室の設置	(則618条)常時50人以上又は常時女子30人以上の労働者	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 対象者
× 非対象者

*1 派遣元で実施し、報告する
*2 深夜業は6か月の平均が月4日以上と解釈されることが多い
△ *3 シフトに組み込まれている場合は対象とすることが望ましい
過当たり通常の勤務者の1/2以上勤務者は実施が望ましい